

富山県情報公開審査会答申概要（答申第15号）

件 名 生徒指導推進会議に関する資料等の電磁的記録に係る非開示決定処分に対する異議申立ての件

開示請求年月日 平成18年10月3日

実施機関の決定日 平成18年10月17日

実施機関（担当課） 富山県教育委員会（小中学校課）

決定内容 非開示（不存在）

非開示理由 本件電磁的記録は組織的に用いる公文書としては保有していない。

異議申立て年月日 平成18年10月23日

異議申立ての内容 本件処分を取り消し、本件電磁的記録の開示を求める。

諮問年月日 平成18年11月13日

答申年月日 平成20年2月21日

争点 本件電磁的記録が富山県情報公開条例に基づく開示請求の対象となる公文書（条例上の公文書）に該当するか。

審査会の判断

<結論>

実施機関が、異議申立ての対象となった公文書について行った非開示決定は、妥当である。

<理由>

異議申立人は、本件電磁的記録は条例上の公文書に当たり、開示されるべきであると主張するので、以下、本件電磁的記録の公文書該当性について検討する。

1 両当事者の主張

異議申立人は、条例上の公文書には明文の規定で電磁的記録も含まれているところ、開示済みの文書の作成に使用され、実施機関が保有していると見られる本件電磁的記録についても、条例上の公文書に該当するものとして開示されるべきであると主張する。

これに対し実施機関は、条例上の公文書に該当するのは、組織的に業務上必要な共用のものとして利用し、又は保存されている文書等であるが、紙文書作成の補助として一時的に作成されたにすぎない本件電磁的記録は、それには当たらないと説明する。

2 条例上の公文書の意義

条例上の公文書について、条例第2条第2項は「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と定めており、このうち「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、組織としての共用の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要な共用のものとして利用し、又は保存されている状態のものをいう。

本審査会が調査したところによれば、平成13年の条例全部改正に際し電磁的記録が条例上の公文書とされたのは、将来的な行政情報の電子化やネットワーク化の急速な進展などによ

り、一般的に、従前のような紙文書の形態をとることなく、電磁的記録の形態のままに利用し、又は保存されるような場合に対応するためであり、具体的には、文書管理システムで管理されている電子文書、業務上利用されているデータベースなどがそれに当たるものと思われる。これに対し、紙文書作成の補助として一時的に作成された電子文書や会議録作成のための補助として一時的に採録された録音テープ等の電磁的記録は、最終的にそれらを使用して作成される紙文書が公文書として管理・保存されるため、当時から条例上の公文書ではないと考えられていたことが認められる。

3 本件電磁的記録の性格

本件電磁的記録については、実施機関は、それを紙媒体に印字した文書の形態で会議資料等として利用し、及び組織的に管理・保存しており、異議申立人が別途行った開示請求に対しても、当該紙文書を条例上の公文書として開示したことが認められる。そして、本件電磁的記録自体は、職員が当該紙文書を作成する過程で一時的に作成したものにはすぎないという実施機関の説明に、特段、不自然又は不合理な点は見受けられないから、本件電磁的記録が組織的に利用し、又は保存されている状態にあるものとは認められない。

したがって、上記2に照らして、本件電磁的記録は条例上の公文書には該当しないものと認められ、これと異なる異議申立人の主張は採用できない。

< 参考 >

富山県情報公開条例（抄）

（定義）

第2条（略）

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 富山県公文書館、富山県立図書館その他の県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理されているもの